

平成19年5月17日

各 位

会 社 名 **ゼット株式会社**
代表者名 代表取締役社長 渡辺 泰男
 (コード番号 8135 大証第2部)
問合せ先 常務取締役総務本部長 渡辺 裕之
 (TEL. 06-6779-1171)

当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は平成19年5月17日開催の取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量取得行為」といい、かかる買付行為を行う又は行おうとする者を「大量取得者」といいます。）に対する対応方針（以下「本ルール」といいます。）を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本ルールは、株主の皆様のご意思を確認させていただくため、平成19年6月開催予定の当社第58回定時株主総会において、本ルールの採用、継続の可否を株主の皆様にお諮りすることとし、出席株主の議決権の過半数の承認が得られなかった場合、本ルールは、その時点で廃止されるものといたします。

1. 当社における企業価値向上の取り組み及び本ルール導入の目的について

(1) 当社における企業価値向上の取り組み

当社では、「企業の永続と繁栄」、「個人の幸福と人格の向上」、「業を通じて社会に奉仕する」を社是とし、スポチュニティ（スポーツ〈Sports〉を通じて、地域社会〈Community〉に喜びと健康やふれあいの機会〈Opportunity〉を提供し、調和〈Unity〉をもたらすこと。）の実現を企業理念としています。

この理念のもと、消費者及び顧客が満足する商品及びサービスを提供できる機能を進化させ、「外商・スクール」及び「アスレ」マーケットで圧倒的なシェアを確保し、「ライフスタイル」及び「ボディケア」マーケットで利益事業を確立することを経営の基本方針とし、企業価値向上に努めております。

スポーツ業界を取り巻く環境は益々厳しい状況が続いていますが、当社は収益力の

高い企業体質を構築し、持続的な成長を確保していくことが重要であると認識しており、下記の4つの構造、機能革新の為の行動を推進していきます。

① 自社品の拡充

当社にとって自社品は最重要課題であり、メーカー部門であるゼットクリエイト株式会社の機能装備とともに海外市場への戦略対応の強化を図っていきます。また、メーカーとしての生命線である商品・サービスの開発力については消費者の満足を起点として、シーズ（素材・技術・生産）とのコラボレーションを図ることにより一層強化していきます。

② 外商・スクールマーケット、アスレマーケットへの対応強化

外商・スクールマーケット、アスレマーケットへの対応を受注対応型ビジネスと売り込みセールス型ビジネスの2つに分け、受注対応型ビジネスについては、ZNETとZEMSの活用及び受注センターの拡充により一層効率化を進めると同時に新たなビジネスモデルを創造していきます。また、売り込みセールス型ビジネスについては効果的販売体制を敷くとともに、得意先に対する編集・提案技術を向上させ、マーケットでのシェアを高めていきます。

加えてメーカーと得意先とのコラボレーションによる新たな機能連結と当社の強みであるITの活用により三層のSCM（サプライチェーンマネジメント）を構築していきます。

③ ライフスタイルマーケットへの対応強化

成長市場であるライフスタイルマーケットについては新商品の開発と新規取引、多チャンネル化を進め、また従来とは異なった分野での新規事業へのチャレンジも図っていきます。

④ ボディケアマーケットへの対応強化

健康産業マーケットへ向け、情報収集と新たな商品やサービスの開発、さらに人材の育成を目的としてゼット健康科学センターを設立しました。競技別トレーニングプログラムの開発や研修など新たな分野の価値創造を進めていきます。スポーツクラブ事業では現在2店舗のゼオスと今年2月22日にオープンした健爽美館の展開を進めていきます。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としては、スポチュニティの実現という企業理念のもと、スポーツ分野における事業活動を通じて、ステークホルダーの期待に応えるとともに企業の社会的責任（CSR）を全うすることを目標としています。また、公正かつタイムリーな情報開示を進め、経営の透明性向上を目指し、意思決定の迅速化、株主重視の公正な経営を徹底していきます。さらに、コンプライアンスについては、役職員に対し、ゼットグループ「倫理規範」、「行動規範」をより認識かつ実践させ、また環境保全の為に、昨年認証取得したISO14001に従って行動していきます。

当社は、以上のような諸施策を実行し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保向上を図っていく所存です。

(2) 本ルール導入の目的

以上のとおり、当社としては、企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進する所存ですが、近時、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に買付目的や買付後の経営戦略などについての十分な情報開示が行われることもないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為を進める事例が少なからず見受けられます。

もとより、当社としては大量取得行為が当社の企業価値の向上、株主利益に資するものであれば当該行為を否定するものではありません。しかし、このような濫用的な大量取得行為においては、株主の皆様が大量取得者の提示する買付価格の妥当性等をはじめとして大量取得行為の内容について検討するに足る情報や時間が与えられないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同利益を損なう可能性も否定できません。

大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、いうまでもなく、当社株主の皆様によってなされるべきものであり、そのためには、かかる大量取得行為が行われる際に大量取得者から当該大量取得行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大量取得行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から当社に対して、当社株券等に関する大量取得行為の提案や大量取得行為がなされているということはありません。

2. 本ルールの内容

(1) 本ルールの概要

本ルールの概要は、①大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報として当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない、②提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない、③大量取得者が本ルールに従わない場合等、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るため、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を取る場

合がある、というものです。

本ルール具体的な内容は、以下のとおりとなります。

(2) 特別委員会の設置

当社は、本ルールの運用の適正性を確保するため、及び大量取得行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、特別委員会を「別紙1」に定める要領により設置いたします。

特別委員会は、当社社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）、当社社外取締役（今後当社において社外取締役を設置した場合を対象とします、以下本書において同じ。）、又は学識経験者により構成され、大量取得者から提供される情報が十分か否か等の判断ならびに対抗措置の発動の可否についての当社取締役会への助言・勧告等を行うほか、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大量取得行為及び本ルールの見直し等について当社取締役会に助言・勧告することができます。

(3) 大量取得者からの情報の提供

大量取得者による情報提供は、以下の手続により行っていただきます。

ア 意向表明書の提出

大量取得者には、大量取得行為に先立ち、まず、当社宛てに、大量取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大量取得行為の概要及び当該大量取得行為を本ルールに基づいた手続きにより行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

イ 当社からの情報提供の要求

当社は、大量取得者からの意向表明書受領後10営業日以内に、以下の各号に定める大量取得者の買付内容の検討に必要なかつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量取得者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大量取得者の属性及び大量取得行為の具体的状況によって異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

- ①大量取得者及びそのグループの詳細（事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量取得行為の目的、方法及び内容
- ③買付価格の算定根拠
- ④買付資金の裏付け（買付資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。）

- ⑤大量取得行為完了後に意図する当社に対する経営方針，事業計画，財務計画資本政策，配当政策，資産活用策等
- ⑥大量取得行為完了後に当社の企業価値を継続的，安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦当社の取引先，従業員，顧客，地域社会その他の利害関係者に対する大量取得行為完了後の処遇の変更の有無及びその内容
- ⑧その他当社取締役会もしくは特別委員会が合理的に必要と認める情報

ウ 大量取得者による情報の提供及び開示

大量取得者は本必要情報リストの交付後，当社取締役会もしくは特別委員会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てに当社の定める書式によりご提出いただきます。

なお，当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は特別委員会が合理的に判断した場合は，当社取締役会又は特別委員会において回答期限を定めて追加的に情報を提供していただくことがあります。

また，大量取得行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が当社株主の皆様判断のために必要であると判断される場合，当社取締役会が適切と判断した時点で，適切と判断する事項を適宜の方法により公表します。

(4) 当社取締役会による評価・検討

ア 当社取締役会は，大量取得者が必要かつ十分な大量取得情報の提供を行ったと判断できる場合には，その旨開示し，その日から最大60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の方法による買付の場合）が経過するまでの期間，大量取得者の提案に関する評価，検討，交渉，意見形成及び代替案立案を行います（以下，同期間を「取締役会評価期間」といいます。）。したがって，大量取得者は，取締役会評価期間が経過するまでの間，大量取得行為を開始することができないものとします。

また，当社取締役会は，特別委員会に対して，大量取得者から意向表明書の提出がなされた後，速やかに大量取得行為の提案があった事実を通知するとともに，本必要情報の提供を受けた場合にも，速やかに本必要情報を特別委員会に提出します。

イ 取締役会評価期間中，当社取締役会は大量取得者から提供された本必要情報を十分に評価検討し，当社取締役会としての意見を形成し，公表いたします。さらに必要と認めれば，大量取得者に対するさらなる情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

また，特別委員会は，取締役会評価期間中，本必要情報を分析評価し，大量取得行為に対し当社取締役会が一定の対抗措置の発動をするか否かを判断する際等に助

言・勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の助言・勧告を最大限尊重します。なお、特別委員会は、その助言・勧告の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行います。

ウ 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を相当期間延長することができるものとし、大量取得行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

3. 大量取得行為がなされた場合の対応

(1) 大量取得者が本ルールを遵守しない場合

大量取得者が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び株主の皆様様の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款に基づき、大量取得行為への対抗措置を執る場合があります。この場合、当社取締役会は、対抗措置発動の適否について特別委員会の勧告を最大限尊重します。

具体的な対抗措置の内容は、新株予約権の株主無償割当て（その概要については「別紙4」をご参照ください。）を予定しておりますが、その時点で当社取締役会が最適と判断する別の方法を執ることがあります。

なお、当社取締役会が対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(2) 大量取得者が本ルールを遵守した場合

大量取得者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大量取得行為に反対であっても、当該大量取得行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により当社株主の皆様様に当該大量取得行為に応じない旨説得するに留め、原則として当該大量取得行為に対する対抗措置は執りません。かかる場合、大量取得行為に応じるか否かは、株主の皆様ご自身が当該大量取得行為の提案及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大量取得者が本ルールを遵守する場合であっても、当該大量取得行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値及び株主の皆様様の共同利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には（該当する主な類型につきましては、「別紙3」をご参照ください。）、当社取締役会は当社の企業価値及び株主の皆様様の共同利益を守るため、上記（1）と同じく、一定の対抗措置を執ることがあります。この場合も、当社取締役会は、対抗措置発動の適否について特別委員会の勧告を最大限尊重して決定をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

4. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意志の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、上記1(2)「本ルール導入の目的」において記載したとおり、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

後記6(2)のとおり、本ルールの有効期間は、平成19年6月開催予定の第58回定時株主総会終結のときまでであり、当社は、当該株主総会において、本ルールを導入したこと及び当該総会以降継続することについて、株主の皆様のご承認を諮り、本ルールに関する株主の皆様のご意思を確認させていただき予定であり、当該株主総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本ルールはその時点で廃止いたします。そして、当該株主総会で本ルールが承認された場合の本ルールの有効期間は2年間とする予定であり、当社は、有効期間の満了時に、再度株主総会において株主の皆様の本ルールの継続の可否についてご決議いただく予定としております。その意味で、本ルールの消長には、株主の皆様のご意思が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本ルールの運用や対抗措置の発動等に際して判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しました。

特別委員会は、当社社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）、当社社外取締役又は当社の業務執行を行う経営陣から独立している学識経験者により構成され、大量取得

者から提供される情報が十分か否か等の判断ならびに対抗措置の発動の可否についての当社取締役会への助言・勧告等を行うほか、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大量取得行為及び本ルールの見直し等について当社取締役会に助言・勧告することができます。

このように、特別委員会によって、当社取締役会が恣意的に本ルールの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本ルールの運用が行われる仕組みが確保されています。なお、平成19年5月17日開催の取締役会において選任された特別委員会の各委員の略歴は、「別紙2」「特別委員会委員の略歴」とおりです。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールに基づく対抗措置は、上記2及び3において記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門機関の意見の取得

「別紙1」「特別委員会の概要」に記載したとおり、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ること等ができることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

後記6(3)のとおり、本ルールは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本ルール導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等はい行われませんので、株主及

び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本ルールは、株主の皆様が大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大量取得行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大量取得者の提案を十分に吟味した上で提案の応否を適切に判断する機会のほか、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。従いまして、本ルールを設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量取得者が本ルールを遵守しなかった場合、本ルールを遵守した場合でも大量取得行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合又は大量取得行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)記載の経路を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同経路を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する経路を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)記載の経路を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。

なお、当社は、大量取得行為やその提案がなされた場合や、当社取締役会が当該大量取得行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が新株予約権を割当てることになりますので、名義書換未了の株主の皆様は、当該割当日までに名義書換を完了していただく必要があります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。

6. 本ルールの有効期限等

- (1) 本ルールは、平成19年5月17日に開催された当社取締役会において、導入が決議されております。なお、当社の全監査役は、本ルールの具体的運用が適正に行われることを条件に本ルールに賛成しております。
- (2) 本ルールの有効期間は、平成19年6月開催予定の第58回定時株主総会終結のときまでとし、当社は、当該株主総会において、本ルールを導入したこと及び同総会以降継続することについて、株主の皆様のご承認を諮り、本ルールに関する株主の皆様のご意思を確認させていただき予定しております。当該株主総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本ルールはその時点で廃止されるものといたします。
- (3) 平成19年6月開催予定の第58回定時株主総会で本ルールが承認された場合の本ルールの有効期間は2年間とする予定であり、当社は、有効期間の満了時に、再度株主総会において株主の皆様にご本ルールの継続の可否についてご決議いただく予定としております。
- (4) 本ルールは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本ルールにつき廃止の決議がなされた場合、その時点で廃止されるものとします。
- (5) 当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、株主の皆様のご共同利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本ルールを修正し、変更する場合があります。当社は、本ルールの廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同条第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者及びその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）又は、②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

別紙1

特別委員会の要領

- ・ 特別委員会は、本ルールに関して、その運用の適正性を確保すること及び大量取得行為が行われる際に取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保することを目的とする。
- ・ 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とする。
- ・ 特別委員会の委員は、以下の者の中から、取締役会がその決議により選任する。
 - ① 当社社外取締役（今後当社において社外取締役を設置した場合を対象とする）
 - ② 社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）
 - ③ 学識経験者で当社の業務執行を行う経営陣から独立している者
- ・ 特別委員会の各委員の任期は、平成19年6月開催予定の当社第58回定時株主総会終結のときまでとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役又は社外監査役であった特別委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）は、特別委員会としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関して、助言・勧告を行うものとする。但し、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大量取得行為、本ルールの見直し等について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 特別委員会の各委員は、大量取得行為がなされた場合は、いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、大量取得者に対し、大量取得者が提出した本必要情報が、不十分であると判断したときは、追加的に情報を提出するよう求める。

別紙2

特別委員会委員の略歴

平成19年5月17日開催の取締役会において選任された特別委員会の各委員の略歴は、次のとおりです。

- 本井 文夫（もとい ふみお）
弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士

<略歴>

昭和42年10月 司法試験合格
昭和44年4月 司法研修所卒業
東京地方裁判所裁判官任官
昭和50年 裁判官退官（盛岡地方・家庭裁判所）
弁護士登録（大阪弁護士会）
弁護士法人御堂筋法律事務所（現在に至る）
平成17年6月 当社監査役（現在に至る）

本井文夫は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別利害関係はありません。

- 衣目 修三（ころめ しゅうぞう）
衣目公認会計事務所経営者

<略歴>

昭和53年3月 公認会計士登録
昭和53年8月 会計士事務所開設
昭和53年10月 税理士登録
平成4年6月 当社監査役（現在に至る）

衣目修三は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別利害関係はありません。

○ 小林 喜雄（こばやし よしお）

公認会計士小林事務所経営者

<略歴>

昭和52年10月 公認会計士登録

昭和58年1月 公認会計士事務所開設

昭和58年2月 税理士登録

平成18年6月 当社補欠監査役（現在に至る）

小林喜雄は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす補欠の社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別利害関係はありません。

別紙3

当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすと認められる類型

1. 大量取得行為が、株式を買い占め、その株式について当社に対し高値で買取りを求め、そのことを目的になされたと判断される場合。
2. 大量取得行為が、当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得するなど当社の犠牲の下に大量取得者の利益を実現させる目的でなされたと判断される場合。
3. 大量取得行為が、主として当社の資産を大量取得者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合。
4. 大量取得行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合。
5. 大量取得者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合。
6. 大量取得者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等の株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合。
7. 大量取得行為が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、提携先・取引先との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合。

別紙4

新株予約権の無償割当ての概要

1 発行する新株予約権の数

当社取締役会における新株予約権の発行決議（以下「新株予約権発行決議」という。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）を上限とする。

2 割当対象株主

割当日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社株式（但し、同時点において当社が有する当社の普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権を割り当てる。

3 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

4 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権発行決議において当社取締役会が別途定める日とする。

5 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、下限を金1円とし、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定める額とする。

7 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、下記9項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権

の行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

9 当社による新株予約権の取得

①当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、大量取得者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く、以下「非適格者」という。）以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

10 新株予約権の行使条件

大量取得者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）は新株予約権を行使することはできない。詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

11 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

12 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しないものとする。

1 3 新株予約権の行使方法等

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所、行使の方法及び行使の請求場所、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、新株予約権発行決議において、当社取締役会が別途定めるものとする。

1 4 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

別添資料

当社の株式の状況（平成18年9月30日現在）

- 1 発行可能株式総数 80,000,000 株
- 2 発行済株式総数 20,102,000 株
- 3 株主数 1,955 名
- 4 大株主の状況

株主名	持株数	出資比率 (%)
有限会社真徳	3,270,000	16.26
ゼット共栄会	1,498,697	7.45
株式会社みずほ銀行	989,005	4.91
大興産業株式会社	593,784	2.95
渡辺 泰男	538,375	2.67
渡辺 徳子	490,572	2.44
竹田 和平	450,000	2.23
日本生命保険相互会社	416,817	2.07
株式会社三井住友銀行	401,683	1.99
三菱商事株式会社	400,000	1.98
合 計	9,048,933	45.01